

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			
1	実施方針	1	I	1	(4)	-	-	武道館	「富士市総合体育館及び武道館基本構想報告書」が提出されたと記載されていますが、今回お示し頂きました実施方針及び要求水準書（案）においても武道館の用途に供する室名が見当たりません。武道館は既存施設の弓道場、相撲場を指すと考えてよろしいでしょうか。又は、基本計画図表6で示されています様に、備品について対応し、アリーナ、サブアリーナの多目的用途の一つとして考えればよろしいのでしょうか。	武道館は既存施設の弓道場、相撲場を指すものではありません。なお、「富士市総合体育館及び武道館基本構想報告書」「富士市総合体育館整備基本計画」では、武道優先施設として富士体育館を位置付けています。また、「備品について対応」の意図が、武道館としての機能を充足するために必要となる備品の設置が必要かどうかを確認する意図との前提で回答します。武道館としての機能を充足するために必要となる備品の設置は、募集要項等における「備品一覧（参考）」を参照のうえ、応募者にて判断してください。
2	実施方針	2	I	1	(5)	②		既存施設	既存公園施設の現況の詳細（修繕履歴・修繕必要箇所・不具合箇所等）を開示して頂けますでしょうか。	「別紙5-2 富士総合運動公園 補修履歴」を参照してください。
3	実施方針	2	I	1	(6)	⑦		本施設の維持管理業務	既存公園施設の修繕業務については、小規模修繕を除いて本事業範囲に含まれない理解でよろしいでしょうか。	小規模修繕を超えるものについては、基本的に市が対応しますが、応急処置等は実施していただきます。
4	実施方針	3	I	1	(7)			温水プールの利活用	「温水プールを利活用しない場合は令和6年4月以降速やかに解体撤去業務を行う」とありますが、温水プール棟は令和6年3月31日まで利用されているという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	実施方針	3	I	1	(7)			温水プールの利活用	温水プールの利活用のため追加工事が必要となる場合も解体時と同様に令和6年4月以降に工事が可能となるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	実施方針	3	I	1	(7)			温水プールの利活用	温水プール以外の用途での利活用は提案可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
7	実施方針	3	I	1	(7)			温水プールの利活用	温水プールを利活用しない場合は令和6年4月以降速やかに温水プールの解体撤去業務を行うとありますが、施設整備業務の期間中は、温水プールは営業を継続していると考えてよろしいでしょうか。	軽体育室及び事務所の利用は継続しています。
8	実施方針	3	I	1	(7)			温水プールの解体撤去	温水プールを利活用しない場合は令和6年4月以降に解体撤去とありますが、これは事業契約締結後も令和6年3月までは温水プールの供用を現行の指定管理にて継続するというのでしょうか。	令和6年3月までは現指定管理者が軽体育室及び事務所の利用を継続しています。
9	実施方針	3	I	1	(7)			温水プールの解体撤去	温水プールを利活用しない場合は令和6年4月以降に解体撤去とありますが、利用者の安全面や作業の効率化の観点から、施設整備期間中に解体撤去することを可としていただけにでしょうか。	令和6年3月までは施設の利用を継続しているため、施設整備期間中の解体撤去は認められません。
10	実施方針	3	I	1	(8)	②		事業外の業務等	事業範囲に含まれる「小修繕」は具体的にはどのような内容になりますでしょうか。	要求水準書 第6 2 (7) 「修繕業務」のとおりです。
11	実施方針	3	I	1	(8)	②		既存公園施設の修繕業務（小修繕を除く）	“小修繕”の規模あるいは金額による基準がございましたら、ご教示下さい。	要求水準書 第6 2 (7) 「修繕業務」のとおりです。

富士市総合体育館等整備・運営事業 実施方針等に関する質問・意見及び回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目		
12	実施方針	3	I	1	(10)		事業期間	施設整備業務の期間は令和6年3月31日まで、運営準備業務の期間は令和6年2月1日からとなっていますが、これは引渡前に運営準備業務を実施するということでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	実施方針	3	I	1	(10)		事業期間	運営準備業務が施設整備業務の期間に繰り入れられています。業務の性質上、運営準備業務開始は市への施設引渡し後（施設整備業務完了後）に区分していただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
14	実施方針	4	I	1	(12)	①	施設整備業務に係る対価	施設整備業務に係る対価は引渡後に一括払いになりますでしょうか、それとも施設整備期間を通して年度毎等、出来高に応じて複数回に渡り支払われることになりますでしょうか。	施設整備期間を通して年度毎等、出来高に応じて支払う想定です。詳細は、募集要項等において示します。
15	実施方針	4	I	1	(12)	①	施設整備業務に係る対価	全額一括払により支払われるとありますが、前払いや出来高払いなどは設定されるのでしょうか。	施設整備期間を通して年度毎等、出来高に応じて支払う想定です。詳細は、募集要項等において示します。
16	実施方針	4	I	1	(12)	①	施設整備業務に係る対価（意見）	全額一括払いにより市がPFI事業者を支払う。とありますが、立替金が多額となるため、各年度の出来高支払いや、前払金設定をご検討していただきたく存じます。	施設整備期間を通して年度毎等、出来高に応じて支払う想定です。詳細は、募集要項等において示します。
17	実施方針	4	I	1	(12)	①	施設整備業務に係る対価	温水プール解体撤去業務に係る対価は、温水プールを利活用した場合、解体撤去業務が事業期間完了内までに完了することとなるため、令和21年3月31日以降に別途支払われるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細は募集要項等において示します。
18	実施方針	4	I	1	(12)	①	施設整備業務に係る対価	施設整備業務に係る対価は、全額一括払いとなっておりますが、C敷地においては、総合体育館の建設業務着手前までに駐車場を整備した上、説明会時に話がありましたように市に引き渡しを行うことから、C敷地駐車場については引き渡し時に一括払いをお願いできないでしょうか。	貴見のとおり、応募者からの提案を踏まえ、C敷地駐車場については引き渡し時に一括払いとする予定です。詳細は募集要項等において示します。
19	実施方針	4	I	1	(12)	①	PFI事業者の収入	施設整備業務に係る対価について、貴市で想定されている全額一括払いの時期をご教示願います。	施設整備期間を通して年度毎等、出来高に応じて支払う想定です。詳細は、募集要項等において示します。
20	実施方針	4	I	1	(12)	②	PFI事業者の収入	運営・維持管理業務及び統括管理業務に係る対価の支払については、業務機関にわたり毎月支払いの想定でしょうか。	募集要項等において示します。
21	実施方針	4	I	1	(12)	②	PFI事業者の収入	光熱水費に関する記載がございませんが、貴市が実費精算されるという理解で良いでしょうか。	光熱水費の支払いは運営・維持管理業務等に係る対価に含まれるため、実費精算は想定していません。
22	実施方針	4	I	1	(12)		PFI事業者の収入	運営準備業務に係る対価について記載がございませんが、施設整備業務に係る対価に含まれているのでしょうか。	募集要項等において示します。
23	実施方針	7	I	1	(14)	①	市内外の利用団体等	『現在の指定管理者が培った市民や市内外の利用団体等との信頼関係』に関連して、近年本施設の利用実績がある市内外の利用団体等は公表していただけますでしょうか。	募集要項等において公表します。

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目		
24	実施方針	7	I	1	(14)	①	本事業の実施に当たり配慮を求める事項	「PFI事業者は現在の指定管理者が実施してきた市民に対するスポーツ振興事業をより一層発展させていく」とありますが、記述にあるスポーツ振興事業の具体的な想定があれば、ご教示ください。	市民の週1回以上のスポーツ実施率向上を目標としています。また、参考資料として現指定管理者が実施している事業のリストを募集要項等において示します。
25	実施方針	7	I	1	(14)	①	本事業の実施に当たり配慮を求める事項	現在の指定管理者が培った市民や市内外の利用者団体等として、具体的な利用者団体についてございましたらご教示ください。	No. 23と同様、近年利用実績のある利用者団体等は募集要項等において示します。
26	実施方針	11	II	3	(10)		審査委員会の設置	「審査会は非公開とし」との記載がございますが、審査委員会の委員は公表されるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。審査委員は募集要項等において示します。
27	実施方針	11	II	3	(10)		審査委員会の設置	委員会の委員の氏名等は公表される予定でしょうか。	ご理解のとおりです。審査委員は募集要項等において示します。
28	実施方針	11	II	3	(11)		優先交渉権者の決定	予定価格は公表されるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。予定価格は募集要項等において公表します。
29	実施方針	12	II	3	(12)	②	特別目的会社の設立等	特別目的会社の所在地を本施設に設定してもよろしいでしょうか。	特別目的会社の所在地を本施設として差し支えありません。
30	実施方針	12	II	4	(1)	②	応募者の構成	応募者は「設計企業」、「建設企業」、「工事監理企業」、「運営企業」、「維持管理企業」から構成されるものとすると思いますが、特別目的会社のマネジメントする企業や、備品の調達・納入をする企業を含めることは可能なのでしょうか。	統括管理企業については応募者の範囲に含めることとします。実施方針を修正して示します。
31	実施方針	12	II	4	(1)	⑥	応募者の構成	「市内に本店を有する企業を構成企業及び協力企業に加えるよう努めるものとする」とありますが、その有無は評価の対象になるのでしょうか。	募集要項等において示します。
32	実施方針	12	II	4	(1)	⑥	地元企業の参画	市内に支店を有する企業、若しくは静岡県内に本店を有する企業についても地元企業としてお認めいただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
33	実施方針	12	II	4			応募者が備えるべき参加資格要件	資本関係(親会社と子会社、親会社を同じくする子会社同士)や人的関係(一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合)のある企業が競合して応募することが出来るか。	実施方針に規定のとおりです。
34	実施方針	13	II	4	(1)		応募者の構成	構成員出資金割合の上限・下限のご指定はございますでしょうか。	指定はありません。
35	実施方針	14	II	3	(12)	②	個別の要件 アイ	参加表明書における設計企業および建設企業の印鑑は、富士市入札参加資格登録の印鑑と同一のものである必要があるでしょうか？ (一方は代表者印、もう一方は権限を委譲されている者の印などの対応でもよろしいでしょうか？)	参加表明書に使用する印鑑と、富士市入札参加資格登録の印鑑は、必ずしも同一である必要はありません。詳細は様式集にて示します。
36	実施方針	14	II	4	(2)	②	設計企業の資格要件 ア	上記の業務はPFIの様に、行政から直接発注を受けた業務でなく、特別目的会社からの発注でも業務の事績として考えてよろしいのでしょうか。	PFI事業における特別目的会社から受託した業務実績は、元請としての実績に該当することとします。

富士市総合体育館等整備・運営事業 実施方針等に関する質問・意見及び回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			
37	実施方針	14	II	4	(2)	②	アイ	個別の要件	設計企業及び建設企業の個別の要件として、平成17年度以降において延床面積6,000㎡以上の屋内運動施設に係る基本又は実施設計、建設工事を、元請として完了した実績を有することとありますが、屋内運動施設として屋内プール、アイスアリーナ、野球屋内練習場等も含まれると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	実施方針	14	II	4	(2)	②	イ	建設企業	監理技術者は土木工事と建築工事を統括しており、個々に専任は不要という理解でよろしいでしょうか。	関連法令を満たしている限りにおいてはご理解のとおりです。
39	実施方針	14	II	4	(2)	②	イ	個別の要件	元請として完了した工事実績については、建設共同企業体（JV）によるものでもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	実施方針	14	II	4	(2)	②	イ	応募者の資格要件 建設企業	建設企業の資格要件として、参加表明書提出時点において、配置予定の監理技術者及び主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって、参加表明を行うことは差支えないものとすると思いますが、主任技術者も参加表明書時点で候補者を提出する必要がありますでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	実施方針	14	II	4	(2)	②	エ	運営企業	資格要件で「富士市入札参加資格（物品の買い入れ等）の審査登録者であること」とありますが、入札参加資格を事業契約締結時および契約期間中は富士市入札参加資格を保持している必要はありますでしょうか。	入札参加資格の審査登録が必要になるのは募集要項等公表年度です。
42	実施方針	14	II	4	(2)	②	エ	運営企業の実績	「平成17年度以降において、都市公園法第2条に基づく運動公園の運営業務を継続して1年以上受託した実績を有すること。」とありますが、複数の企業が共同して業務を担当する場合は、少なくとも1者が、対象の実績を持っていればよい、という理解でよろしいでしょうか。	共同企業体（JV）の場合に限り、少なくとも主たる企業1社が対象の実績を有していれば可とします。
43	実施方針	14	II	4	(2)	②		個別の要件	SPCの経営管理を担う企業は、共通の要件を満たしていれば、個別の要件は問われない、という理解でよろしいでしょうか。	応募に必要な統括管理企業の個別要件について、実施方針を修正します。
44	実施方針	14	II	4	(2)	②		個別の要件	工事監理・運営企業・維持管理企業の要件について、要求実績の中に規模の指定が見受けられませんが、ご指定はございますでしょうか。	規模の指定はありません。
45	実施方針	14	II	4	(2)	②		個別の要件	代表企業（統括管理業務）を担う企業については、貴市への入札参加登録の有無も含め個別要件は不要との認識で良いでしょうか。	応募に必要な統括管理企業の個別要件について、実施方針を修正します。
46	実施方針	14	II	4	(2)	②		個別の要件	その他業務（ファイナンシャルアドバイザー等）を行う企業については、貴市への入札参加登録の有無も含め個別要件は不要との認識で良いでしょうか。	応募に必要な統括管理企業の個別要件について、実施方針を修正します。
47	実施方針	14	II	4	(2)	②		個別の要件	各業務に複数企業が参画する場合、市内企業の積極参画を促す意味においても、いずれかの企業が個別要件を充足すれば良いものとしていただけないでしょうか。	共同企業体（JV）の場合に限り、少なくとも主たる企業1社が対象の実績を有していれば可とします。

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			
48	実施方針	15	II	4	(2)	②	オ	維持管理企業	「都市公園法第2条に基づく運動公園の維持管理業務を継続して1年以上」とありますが、運動公園の規模や都市施設の内容に特に規定はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	実施方針	15	II	4	(2)	②	オ	維持管理企業の実績	「平成17年度以降において、都市公園法第2条に基づく運動公園の運営業務を継続して1年以上受託した実績を有すること。」とありますが、複数の企業が共同して業務を担当する場合は、少なくとも1者が、対象の実績を持っていればよい、という理解でよろしいでしょうか。	共同企業体（JV）の場合に限り、少なくとも主たる企業1社が対象の実績を有していれば可とします。
50	実施方針	15	II	4	(3)	①		応募に関する留意点	参加表明書の提出以降に検討を進めた結果、応募者のいずれかが業務の履行が困難と判断した場合に、応募者を変更（応募者のいずれかをグループから脱退させて①残存する応募者でグループを構成する場合②構成員を新たに追加する場合）しても参加を表明したグループとして参加資格要件を満たすことができれば、変更は可能と考えて宜しいでしょうか。	業務の履行可能性については、参加表明前に判断可能と考えますので、貴見は、やむを得ない事情に該当しないと考えます。
51	実施方針	15	II	4	(3)			応募に関する留意点	参加資格確認基準日の翌日から市による優先交渉権者の選定日までの間に、応募者が参加資格を満たさなくなった場合において、当該参加資格を満たさなくなった応募者を除外、または交代することにより、審査の対象とされることは可能でしょうか。	参加資格を満たさなくなった場合が、応募者を変更せざるを得ないやむを得ない事情に該当するかどうかで判断します。
52	実施方針	16	III	1				別紙「リスク分担表」	別紙「リスク分担表」「運営維持段階」「光熱水費リスク」ですが、物価変動の要因による光熱水費の変動は市が負担するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	実施方針	17	IV	1		②		対象敷地の概要	測量情報は最遅でいつ頃開示される予定でしょうか。また、測量情報として開示予定の情報にはどのような内容が含まれるのでしょうか。	地質調査の情報は募集要項等公表時に、用地測量の情報は令和2年7月頃までに公表する予定です。
54	実施方針	18	IV	1		②	ア	建設地概要	「富士総合運動公園全体で建蔽率12%以内」との制限により、事業対象敷地の基準建蔽率60%より減じられることは御座いますでしょうか。	想定していません。
55	実施方針	18	IV	1		②	イ	富士市総合運動公園概要（既存体育館南側駐車場）	現体育館南側駐車場等緑地帯の管理について、別紙4-1富士総合運動公園管理区域図において管理区域内に含むのか。管理区域図の詳細図をお示しください。	ご指摘の箇所については管理区域外です。
56	実施方針	19	III	2				施設構成	サブアリーナの合計面積は1,950㎡、多目的エリアの合計面積は160㎡のはずですが、それぞれ1,850㎡及び260㎡となっております。諸室毎の面積と合計の面積はどちらが正でしょうか。	1,950㎡、160㎡が正となります。実施方針等を修正します。
57	実施方針	19	III	2				施設構成	多目的エリアの内容の欄に、可動間仕切りにより分割可能、ダンス等の練習も可能とありますが、これらの内容は、喫茶スペース、厨房スペース及びその他のどこのスペースを指す内容なのでしょうか。	要求水準書の図表5にあります、多目的エリア、トレーニングエリア、共有・管理エリアです。

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目		
58	実施方針	19	IV	2			延床面積の上限	延床面積の上限は12,000㎡と提示されていますが、下限値はございますでしょうか。	下限値の指定はありませんが、要求水準を下回ることのないように、適切な諸室面積を設定してください。
59	実施方針別紙リスク分担表						共通：法令変更リスク	「本事業に直接関係する法令の変更、新設に伴うリスク以外の法令の変更、新設に伴うリスク」がPFI事業者になっていますが、事業者が関与できるものではないため、市のリスクとしていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
60	実施方針別紙リスク分担表						共通：物価変動リスク	「施設整備期間中および運営・維持管理業務期間中の物価変動リスク」は市とPFI事業者が▲となっていますが、その基準をご教示ください。	募集要項等において示します。
61	実施方針別紙リスク分担表						設備整備段階：契約不適合責任リスク（施設瑕疵）	「権利行使期間中に発見された契約不適合（施設の瑕疵）に関するリスク」はPFI事業者となっていますが、既存施設においては施設状態が不明のため、市のリスクとしていただけないでしょうか。	既存施設については、PFI事業者が施設整備を実施するものではないため、PFI事業者に契約不適合リスクを負担いただく想定はありません。詳細は募集要項等において示します。
62	実施方針別紙リスク分担表						運営維持管理段階：施設損傷リスク	「PFI事業者の責に帰すべき事由による施設損傷に関するリスク以外の事由による施設の損傷に関するリスク」について、PFI事業者が▲となっていますが、PFI事業者が▲となる根拠をご教示ください。	事業者が要求水準を満たす警備業務を行っているにも関わらず、第三者による損傷が発生した場合を想定しており、事業者に対し、年間一定額を負担いただくことを想定しています。
63	実施方針別紙リスク分担表	1					物価変動リスク	設計期間を含むPFI事業であるため、着工前の改定を可能とさせていただきたいと考えます。具体的には契約締結日の属する月の指標値と本施設の着工日の属する月の指標値を比較し、1.5%を超える物価変動がある場合は改定の申し入れを行うことができるようお願いしたいと考えます。	原文のとおりとします。
64	実施方針別紙リスク分担表	2					光熱水費リスク	全事業にわたり事業者にて光熱水費の変動リスクを負担することは過大なリスクです。事業者負担軽減のお考えはございますでしょうか。	物価変動リスクを市が負担しているため、過大なリスクとは考えません。 なお、本事業においては、民間事業者のノウハウにより、光熱水費を含めた運営業務等費用が最適化されることを期待しています。
65	実施方針別紙リスク分担表						施設整備段階埋設物リスク	事業対象地の土壌汚染調査を市にて実施されているのでしょうか。実施された場合、結果資料の開示はいつ頃を予定されているのでしょうか。	A敷地の土壌調査の結果については募集要項等において公表します。その他の事業敷地においては土壌調査の実施は予定していないため、万一土壌汚染があった場合は、リスク分担のとおりとします。
66	実施方針別紙リスク分担表						運営維持段階技術革新リスク	『事業者提案による技術革新にともなう施設・設備の陳腐化リスク』とは、具体的にどのような事象を指しているのでしょうか。	たとえば、IoT技術導入によるシステム等の陳腐化を想定しています。
67	実施方針別紙リスク分担表						運営維持段階光熱水費リスク	物価変動以外の要因による光熱水費の変動はPFI事業者のリスク分担となっていますが、基本料金、従量料金の値上げは物価変動に含まれると理解して宜しいでしょうか。	募集要項等において示します。
68	要求水準書(案)	8	第2	2	(1)	①	事業統括責任者の配置	事業統括責任者について、資格要件や常駐義務はないとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目		
69	要求水準書 (案)	8	第2	2	(1)	①	事業統括責任者の配置	実務面における責任者としての役割を担うものとし、とありますが、P.45の運営業務統括責任者及び運営業務責任者となるもの、もしくは、P.52の維持管理業務統括責任者となるものが兼務することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
70	要求水準書 (案)	9	第2	2	(2)	①	計算書類等の提出	会計監査人による監査済計算書類を株主総会後に市に提出することとなっておりますが、本件SPCは目的を本事業に限定されており、また、大会社でもないため会計監査人設置会社ではなく、公認会計士による外部監査を受けることでも良いとしていただけませんかでしょうか。	ご指摘を踏まえ、要求水準書（案）を修正します。
71	要求水準書 (案)	8	第2	2	(1)	④	株主総会	「PFI事業者は自らの株主総会の開催後10営業日以内に、当該株主総会に提出又は提供された資料、及び当該株主総会の議事録又は議事要旨の写しを市に提出する事」とありますが、議事録又は議事要旨については作成後株主間にて確認する必要があるため、3週間以内としていただけませんか。	原文のとおりとします。
72	要求水準書 (案)	10	第2	2	(1)	⑤		「PFI事業者は取締役会を設置している場合は、取締役会開催後10営業日以内に、当該取締役会に提出又は提供された資料、及び当該取締役会の議事録又は議事要旨の写しを市に提出する事」とありますが、議事録又は議事要旨については作成後取締役間にて確認する必要があるため、3週間以内としていただけませんか。	原文のとおりとします。
73	要求水準書 (案)	13	第3	2	(1)	②	整備対象地の概要	一部都市公園区域、市街化調整区域とあるが、具体的なエリアを示して頂きたい。	市ウェブサイトの「ふじタウンマップ」にて都市計画情報マップを公開していますのでご参照ください。
74	要求水準書 (案)	13	第3	2	(1)	②	整備対象地の概要	一部都市公園区域とあるが、今後区域の変更(例えばA敷地やC敷地を公園区域に組み込む)等の考えはあるか。	都市計画公園の区域変更は考えておりませんがA敷地は全て都市公園区域に変更する予定です。C敷地については都市公園区域外のままとなります。
75	要求水準書 (案)	13	第3	2	(1)	②	整備対象地の概要	一部都市公園区域とあるが、都市公園法における、当該計画敷地A～Dそれぞれに対する建蔽率制限との関係性について、具体をご提示頂きたい。	A敷地の一部及びB・D敷地については都市計画公園区域のため、建蔽率は都市計画公園区域内全体で12%以内の制限があります。
76	要求水準書(案)	15	第3	3	(1)		配置計画	「C敷地において、総合体育館の建設業務着手前までに駐車場を整備」とありますが、その理由をご教示ください。C敷地の駐車場は部分引渡しを行うということでしょうか？	既存公園施設については、利用が継続している中、A敷地の駐車場が本事業により使用できなくなるための措置です。C敷地の駐車場は部分引き渡しとなります。
77	要求水準書 (案)	15	第3	3	(1)		配置計画	建築面積の上限についてプール残置で9000㎡、解体で11000㎡を上限とあるが、根拠を提示頂きたい。	富士総合運動公園の既存施設の大規模改修等を考慮し、建蔽率12%の制限内に収めるための上限となります。
78	要求水準書 (案)	15	第3	3	(1)		配置計画	C敷地の駐車場に関して、整備後、総合体育館建設期間中において市が管理している際の維持管理方法と、総合体育館共用開始時における引き渡し状況などについてご教示いただけませんか。	毎日の鍵の開閉、定期清掃及び点検を行い、利用上の不具合が生じないように管理します。

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目		
79	要求水準書 (案)	16	第3	3	(1)		配置計画	C敷地において、総合体育館の建設業務着手前までに駐車場を整備すること。 とあるが、先行して整備すべき駐車台数確保の要求はあるか。	A～C敷地で530台以上確保するものとしてください。
80	要求水準書 (案)	16	第3	3	(2)		周辺道路	「A敷地とC敷地間の道路については、南側にある住宅街への工事車両の通行や公園利用者のアクセスが出来ないものとする」となっていますが、公園利用者のアクセスとは工事期間中との理解でよろしいでしょうか。	工事期間後も含みます。
81	要求水準書 (案)	16	第3	3	(3)		温水プール	現温水プールは、雨漏りがあり活用するには、屋上防水工事が必要であるが、当然その工事はPFI事業者が行うということで宜しいでしょうか。	温水プールを利活用する場合においては、ご理解のとおりです。
82	要求水準書 (案)	16	第3	3	(3)		温水プール	温水プールの解体または、活用にあたっての事業費変動に関する評価指標に関して具体的なお考えはございますでしょうか。	募集要項等において示します。
83	要求水準書 (案)	16	第3	4	(1)		施設配置	「敷地境界線からのセットバックや、樹木による緩衝帯の設置～」とありますが、セットバックの具体的な数値や樹木等のご指定はございますでしょうか。	遵守すべき法規制・適用基準等を踏まえ、応募者の提案によるものとします。
84	要求水準書 (案)	17	第3	4	(1)		施設配置	A敷地とD敷地間やA敷地とC敷地間にある市道は整備範囲外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
85	要求水準書 (案)	17	第3	4	(2)		駐車場等	大型バスの必要駐車台数条件は御座いますでしょうか。	応募者の提案によるものとし、設計業務を通じて確定するものとします。
86	要求水準書 (案)	17	第3	4	(2)		駐車場等	D敷地はなるべく多くの駐車台数を確保するものとし、実際に整備する駐車台数について、設計業務期間中に市の承認を得ること。 とあるが、これは温水プール解体後の整備の文言か。或いは解体前も含むか。	温水プール解体後の整備を指します。
87	要求水準書 (案)	17	第3	4	(2)		駐車場等	駐輪場を利用者動線に十分配慮して配置する。 とあるが、要求台数はあるか。	応募者の提案によるものとし、設計業務の調整において決定するものとします。
88	要求水準書 (案)	17	第3	4	(2)		駐車場等	A～C敷地の必要駐車台数(大型バス、身障者用駐車スペースは除く。)は530台以上、D敷地はなるべく多くの駐車台数を確保するものとし、実際に整備する駐車台数について、設計業務期間中に市の承認を得ること。 とあるが、B敷地の北側及び西側の道路は巾約4m程度の接道のように見受けられるが、当該道路の基準法上の扱い(道路種別)についてご提示いただきたい。	現状、建築基準法上の扱い(道路種別)はありません。
89	要求水準書 (案)	17	第3	4	(3)	—	調整池	「調整池機能を整備対象地内に確保すること」と記載がありますが、現状の雨水流出抑制量をお教えいただけませんか。また抑制量を変更又は抑制施設の変更により開発行為が考えられますが、その協議期間も本事業の施設整備期間に含まれていると考えてよろしいでしょうか。	富士市の適用要綱・各種基準等をご確認ください。 協議期間について、ご理解のとおりです。
90	要求水準書 (案)	17	第3	4	(4)		動線計画	公共交通機関や自家用車等、想定される交通の利便性に配慮すること。特に、大会時に利用される大型バス等のアクセスにも配慮し、利用者の安全確保に配慮すること。 とあるが、大型バス駐車場の台数要望はあるか。	応募者の提案によるものとし、設計業務の調整において決定するものとします。



No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目		
91	要求水準書(案)	17	第4	3	(2)		駐車場	「530台以上」と想定された根拠をお示ください。	対象敷地に平面駐車した場合を想定しています。
92	要求水準書(案)	18	第3	5	(1)		メインアリーナ	「各種スポーツ大会や会議イベントなどに対応することを前提に可動式ステージを設ける」とありますが、可動式ステージの面積および電動の必要性の有無についてご教示ください。	応募者の提案によるものとします。
93	要求水準書(案)	18	第3	5	(1)		メインアリーナ	各種スポーツ大会や会議、イベントなどに対応することを前提に可動式ステージを設ける。 とあるが、可動ステージの大きさの要望はあるか。	応募者の提案によるものとします。
94	要求水準書(案)	18	第3	5	(1)		メインアリーナ	メインアリーナにおいて、要求水準(案)に記載されている競技の他、要望される競技種別はあるか。	応募者の提案によるものとします。
95	要求水準書(案)	18	第3	5	(2)		サブアリーナ	サブアリーナにおいて、要求水準(案)に記載されている競技の他、要望される競技種別はあるか。	応募者の提案によるものとします。
96	要求水準書(案)	18	第3	5	(3)		多目的エリア、共有・管理エリア	総合型地域スポーツクラブの活動拠点として使用ができるスペースとあるが、専用部屋や設備を整備するのか、お示ください。	20人程度のミーティングや事務処理など多目的に使用できる広さと設備を備えるものとします。
97	要求水準書(案)	19	第3	5	(5)		スタジオ	合宿利用や大会利用時には、仮設ドーピング検査室、研修会での利用、大会役員室、選手控え室等、多目的な使用ができるようにする。 とあるが、仮設ドーピング検査室のトイレは通常時一般利用しているトイレを使用すると考えて良いか。	応募者の提案によるものとします。
98	要求水準書(案)	20	第3	5	(12)		ランニングコース	ランニングコースは観客席への動線を兼ねることは可能か。	応募者の提案によるものとします。
99	要求水準書(案)	20	第3	5	(12)		ランニングコース	ランニングコースはメインアリーナのみ設置と考えて良いか。	応募者の提案によるものとします。
100	要求水準書(案)	20	第3	5	(14)		観客席	車椅子利用者席を設けるほか、大規模なイベント開催時にはアリーナ部分への仮設椅子の配置などにより、3,000席程度の席数を確保する。 とあるが、固定席を含み3000席確保と考えてよいか。	ご理解のとおりです。
101	要求水準書(案)	20	第3	5	(14)		観客席	車椅子利用者席を設けるほか、大規模なイベント開催時にはアリーナ部分への仮設椅子の配置などにより、3,000席程度の席数を確保する。 とあるが、仮設椅子とはスタッキングチェアのようなものと考えて良いか。	応募者の提案によるものとします。
102	要求水準書(案)	21	第3	5	(14)		観客席 図表5	図表5のメインアリーナ、サブアリーナで「可動席あり」と御座いますのは、常設ではなく「イベント時にアリーナ部分に設ける仮設椅子」を意味すると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
103	要求水準書(案)	21	第3	5	(17)		関係者用駐車場	関係者用駐車場を設置すること。また、総合体育館との搬出入動線がスムーズになる位置に配置すること。 収容台数は提案によるものとし、台数については市の承認を得ること。 とあるが、当該台数は530台の要求に含むと考えてよいか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目		
104	要求水準書 (案)	21	第3	5	(18)		諸室床面積水準	各諸室の床面積水準は図表5の通り。応募者は、各諸室の面積について、図表5に示す床面積を目安に自由に設定できるものとする。ただし、床面積の総計は12,000㎡を最大とする。とあるが、12,000㎡を最大とする根拠は何か。	富士市総合体育館整備基本計画の配置計画案を踏まえ、過大な規模とならない面積としています。
105	要求水準書 (案)	21	第3	5	(18)		諸室床面積水準	各諸室の床面積水準は図表5の通り。応募者は、各諸室の面積について、図表5に示す床面積を目安に自由に設定できるものとする。とあるが、目安とはどの程度を指すか。	目安の度合いは想定していませんので、各諸室の機能や利用想定を踏まえ提案してください。
106	要求水準書 (案)	21	第3	5	(18)		諸室床面積水準	図表5において、メインアリーナの観客席1,750㎡とあるが、根拠は何か。	富士市総合体育館整備基本計画を踏まえ設定しております。
107	要求水準書 (案)	21	第3	5	(18)		諸室床面積水準	図表5のメインアリーナにおいて、固定席1,000席、可動席あり車椅子利用者席を設置とあるが、可動席とは、20頁の3章5節(14)観客席に記載のある仮設椅子のことを指すと考えて良いか。	ご理解のとおりです。
108	要求水準書 (案)	21	第3	5	(18)		諸室床面積水準	図表5において、特室とはどのような利用を想定した諸室なのかご教示いただきたい。	「特室」は誤植のため、「特別室」に要求水準書(案)を修正します。
109	要求水準書 (案)	22	第3	5	(18)		諸室床面積水準	図表5において、サブアリーナのアリーナ面積が1300㎡(以上)とあるが、この数値の根拠は何か。	富士市総合体育館整備基本計画を踏まえ設定しております。
110	要求水準書 (案)	25	第3	7			構造に係る要求水準	鉄骨造2階建てを基本とし、一部鉄筋コンクリート造、鉄筋鉄骨コンクリート造も可能とする。とあるが、その他の構造形式を提案することは可能か。	可能です。
111	要求水準書 (案)	25	第3	7			構造に係る要求水準	地質調査結果は「募集要項等の公表」に含まれますでしょうか。	募集要項等の公表時に開示します。
112	要求水準書 (案)	33	第3	9	(4)	②	設計変更について	「大幅な変更」の場合は工期の変更も伴うと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
113	要求水準書 (案)	21 22	第3	5	(18)		諸室床面積水準	図表5において、小計と総計の数値が各室の床面積を合計した値が下記のように異なっている理由を教えてください。 ( )の値は各室の床面積を合計した値 メインアリーナ:計6390㎡(計6540㎡) サブアリーナ:計1850㎡(計1950㎡) 多目的エリア:計260㎡(計160㎡) 総計:11700㎡(11850㎡)	各室の床面積を合計した値に要求水準書(案)を修正します。
114	要求水準書 (案)	20	第3	5	(14)		観客席	メインアリーナの観客席は、固定席1,000席程度とする。大規模なイベント開催時などはアリーナ部分への仮設椅子の配置などにより、3,000席程度の席数を確保するとあるが、ロールバックチェア無しで、パイプ椅子2,000席の確保でも可能でしょうか。	N o. 101に同じ。
115	要求水準書 (案)	20	第3	5	(10)		事務室・医務室	「医務室ではスポーツマッサージ等を受けられる設備を配備する」とありますが、スポーツマッサージ等の実施に関する詳細(対応人員・時間・料金設定等)は事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目		
116	要求水準書 (案)	20	第3	5	(11)		身体計測スペース	「身体計測が出来るスペースを設け、施設利用者が身体の状態を把握できるように器具を配備する」とありますが、器具の種類については事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
117	要求水準書 (案)	21	第3	5	(16)		器具庫	畳収納用のスペースを確保するとあるが、何畳の収納か具体的に、ご教示ください。	応募者の提案によるものとします。
118	要求水準書 (案)	21	第3	5	(17)		関係者駐車場	「収容台数は提案によるもの」とありますが、17頁にある「A～C敷地の必要駐車台数530台」の中に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	A～C敷地の必要駐車台数530台以上としておりますので、応募者の提案によるものとします。
119	要求水準書 (案)	21	第3	5	(18)		多目的エリアの定義について	喫茶スペース、及び厨房スペースについて、行政財産の目的外使用として運営すると採算が合いません。面積要件の項目に含まれていることから、多目的エリアは要求水準施設であり、多目的エリアの運営・維持管理についてはサービス購入費の対象である、という理解でよろしいでしょうか。	多目的エリアの運営・維持管理に要する費用についてはサービス購入費の対象です(No.125のとおり要求水準書(案)を修正していることをご確認ください)。ただし、当該スペースにおいて、行政財産の目的外使用、つまりは民間自主事業としてカフェ、飲食機能、物販機能等を設置のうえ、運営する場合において、当該運営に要する費用にサービス購入費を充当する想定はありません。
120	要求水準書 (案)	22	図表	5			共有・管理エリア 会議室	18頁(3)に記載のある「可動間仕切りにより分割出来る構造とし、各種会議や研修会等に使用する」スペースは多目的エリアの喫茶スペースおよび厨房スペースの事を指しており、共有・管理エリアに記載のある「会議室」は別に設置するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
121	要求水準書 (案)	22	第3	5	(18)		諸室床面積水準 (トレーニングエリア)	スタジオ1(100㎡)スタジオ2(50㎡)可動間仕切り分割可能とあるが、それぞれ個別のスタジオとして利用できるよう防音間仕切りが必要なのか、ご教示ください。	運営方法に依存するため、応募者の提案によるものとします。
122	要求水準書 (案)	22	第3	5	(18)		諸室床面積水準 (多目的エリア)	厨房・喫茶スペースが諸室床面積水準とありますが、近隣施設でレストラン等が整備されるなかで、販売のみ等柔軟に対応できるような計画の変更はありませんか。	応募者の提案によるものとします。
123	要求水準書 (案)	22	第3	5	(18)		諸室床面積水準 (共有・管理エリア)	医務室では、マッサージや健康データの身体計測等を実施とありますが、資格者を常駐させるのでしょうか、また喫煙場所は施設内に整備を行うのかご教示ください。	医務室の資格者常駐は、応募者の提案によるものとします。喫煙場所は、施設内には設置しません。敷地内への設置は提案によるものとします。
124	要求水準書 (案)	22	第3	5	(18)		諸室床面積水準	サブアリーナの合計面積は1,950㎡、多目的エリアの合計面積は160㎡のはずですが、それぞれ1,850㎡及び260㎡となっております。諸室毎の面積と合計の面積はどちらが正でしょうか。	各室の床面積を合計した値に要求水準書(案)を修正します。
125	要求水準書 (案)	22	第3	5	(18)		諸室床面積水準	多目的エリアの内容の欄に、可動間仕切りにより分割可能、ダンス等の練習も可能とありますが、これらの内容は、喫茶スペース、厨房スペース及びその他のどこのスペースを指す内容なのでしょうか。	喫茶スペース、厨房スペースを指します。これらのスペースは民間自主事業により、喫茶や厨房機能の設置にも対応できるスペースを確保できるという意図であり、必ずしも喫茶や厨房機能を整備することではありません。上記の意図を明確化するため、喫茶スペース及び厨房スペースの名称を「飲食スペース」に要求水準書(案)を修正します。

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目		
126	要求水準書 (案)	22	第3	5	(18)			諸室床面積水準 メインアリーナの欄に記されているトイレは、メインアリーナ利用者専用のトイレということでしょうか。	メインアリーナ利用者が主に使用する想定です。
127	要求水準書 (案)	22	第3	5	(18)			諸室床面積水準 サブアリーナの欄にトイレが記されていないのは、メインアリーナまたは共用・管理エリア（多目的エリア）に設置するトイレを共用すると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、サブアリーナへのトイレの設置を妨げるものではありません。
128	要求水準書 (案)	23	第3	6	(6)			周辺環境・景観との調和 「富士・富士宮市で生産された富士地域材について、積極的な利用を図る」とありますが、その有無は評価の対象になるのでしょうか。	募集要項等において示します。
129	要求水準書 (案)	24	第3	6	(7)			防災上の位置づけ 富士市地域防災計画等に本庁舎の代替施設としての位置付けけるとあるが、防災計画の内容と具体的に必要な設備と、災害時の活用を想定し、機能を具備すると明記してあるが、非常用電源の整備容量を、お示してください。	募集要項等において示します。
130	要求水準書 (案)	28	第3	8	(2)			給水設備 給水方式は原則として直結方式とする、とされていますが、24頁(7)防災上の位置づけの項目において【必要な機能等】として、耐震性受水槽の整備が挙げられています。受水槽に水を貯留しておくだけということも可能だとは思いますが、衛生面を考慮すると水は常に循環させておくべきと考えられます。そのため、給水方式を受水槽式として提案することも可とさせていただきたく存じます。	衛生面を考慮しながら、一定の貯留ができる給水方式を提案してください。
131	要求水準書 (案)	29	第3	8	(3)			電気設備（受変電設備） 受電方式は、高圧1回線受電とするとあるが、現状総合運動公園全体では2回線であり、総合体育館等のみか、ご教示ください。	総合体育館へ1回線の受電とします。
132	要求水準書 (案)	31	第3	8	(3)			構内情報通信網設備 『市の指定するWi-Fi環境』について、その詳細をご教示下さい。	要求水準書（案）を修正し、「総合体育館の利用者数や利用状況を勘案し、快適な通信が可能となるWi-Fi環境を整えること」とします。
133	要求水準書 (案)	35	第3	10	(4)	①	イ	施工計画策定に当たり留意すべき項目 事業契約の締結後、市検査員用として図面A3版二つ折り製本4部を提出することとありますが、提案時の図面で良いということでしょうか。もしくは設計業務完了後に当該図面を提出することでしょうか。	設計業務完了後にご提出ください。
134	要求水準書 (案)	36	第3	10	オ	(a)		PFI事業者による完成検査 完成検査の日程はいつ頃を想定されていらっしゃいますか。令和6年2月1日～3月31日までの運営準備期間中に行えばよいという認識でよろしいでしょうか。	施設整備業務期間内であればよいものと考えます。
135	要求水準書 (案)	37	第3	11	(1)			備品に係る要求水準（基本的な考え方） 備品一覧により調達及び設置後（運営・維持管理業務期間）に競技ルールの変更による備品調達・競技設備についてどこが調達するのか、また既存施設を含むのかご教示ください。	既存施設も含め、市が調達します。

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目		
136	要求水準書 (案)	37	第3	12	(1)		既存体育館の解体撤去に係る要求水準の基本的な考え方	既存体育館の基礎及び杭については、総合体育館等の整備に影響がない且つ、法的に問題がない場合には、市の承認を得た上で、残置できるとのことですが、基礎及び杭を残置する場合には、市の承認を得た上で、別途、事業者側から所管の環境部局への確認が必要であるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）を修正し、「なお、基礎及び杭については～残置できるものとする。」の1文を削除します。
137	要求水準書 (案)	38	第3	12	(1)		基本的な考え方	基礎及び杭については、・・・、法的に問題がない場合には、市の承認を得た上で、残置できるものとする、とされていますが、法的に問題がないことを確認するために、提案前に静岡県等と事前協議を実施してもよろしいでしょうか。	要求水準書（案）を修正し、「なお、基礎及び杭については～残置できるものとする。」の1文を削除します。
138	要求水準書 (案)	38	第3	12	(1)		基本的な考え方	【別紙4-2】を参考として、自らの責任において当該資料の内容を解釈し、とありますが、これは市が公表した資料の内容等に誤りがあっても、市はその責任を負わないということでしょうか。	ご理解のとおりです。
139	要求水準書 (案)	41	第4	1	(3)		図表7 運営準備業務の対象施設	最下段の運営準備期間中の総合体育館等の維持管理業務において、野球場、陸上競技場、相撲場、庭球場、弓道場、運動広場の準備期間中の維持管理とは何かがあるのか、お示しください。	お示しの施設について維持管理は発生しませんので、要求水準書（案）を修正します。
140	要求水準書 (案)	41	第4	1	(3)		図表7 運営準備業務の対象施設	2段目の供用開始前の予約受付業務について、「その他園地」について、学校等のマラソン大会や遠足等の利用予約が考えられることはありませんか。お示しください。	その他園地については利用申請を受け付ける業務があるため、要求水準書（案）を修正します。
141	要求水準書 (案)	41	第4	1	(3)		対象施設	運営準備業務の対象施設の一部に※1と記されていますが、これは何を意味しているのでしょうか。	意味するものはありませんので、要求水準書（案）を修正します。
142	要求水準書 (案)	41	第4	1	(4)		業務の期間	業務の期間が工事期間と重複していますが、(2)業務区分に記載されている運営準備業務については、工事が完了していても実施して構わないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
143	要求水準書 (案)	41	第4	1	(4)		業務の期間	業務の期間が令和6年2月1日からとなっていますが、運営準備期間中の維持管理業務も含まれているため、現指定管理者の維持管理業務は令和6年1月31日までであると理解して宜しいでしょうか。	N o. 139に同じ。
144	要求水準書 (案)	41	第4	1	(2)	②	イ 予約受付業務	業務区分の中で「供用開始前の予約受付業務」がありますが、図表7において総合体育館等以外の既存施設もすべて○となっています。令和6年3月31日までは現指定管理者が業務を行っていると思いますが、そのすみわけをどのようにするのかご教示ください。	令和6年4月1日以降に利用する予約の受付業務となります。受付方法については事業者との協議を踏まえ決定します。
145	要求水準書 (案)	41	第4	1	(2)	④	運営準備期間中の総合体育館等の維持管理業務	「運営準備期間中の総合体育館等の維持管理業務」を行う事となっていますが、図表7において、既存施設の維持管理業務も○となっています。どちらが正となるのか、ご教示ください。	N o. 139に同じ。

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目		
146	要求水準書 (案)	41	第4	1	(3)		対象施設 図表7	「図表7」内に記載されている「※1」の注記内容が見当たらない為、内容を開示ください。	No.141に同じ。
147	要求水準書 (案)	42	第4	1	(5)		業務実施上の 留意点	PFI事業者は、運営準備業務の実施に先立ち、業務計画書を作成の上、市に提出し、以下の期日までに市の承認を受けることとあるが、「以下の期日」をお示しください。	「業務開始の30日前まで」に要求水準書（案）を修正します。
148	要求水準書 (案)	42	第4	1	(5)		業務実施上の 留意点	『市に対して市が関連する必要な設備・機器等の操作説明等を十分に行うこと』とありますが、これは、市の職員が本施設に常駐することを前提に行われるのでしょうか。また、常駐される場合は、何名程度を想定しているのかをご教示下さい。	市主催のイベント等に備えるため求めているものであり、常駐は想定していません。
149	要求水準書 (案)	42	第4	2	(1)	②	各種マニュアル の整備	「PFI事業者は、個人情報保護マニュアル、危機管理マニュアル等、本業務実施にあたって必要なマニュアルを作成し、供用開始前の30日前までに市に提出し了承を受けること」とありますが、マニュアル作成の際に必要な場合には、現指定管理者からの引継ぎを運営準備業務期間前に行うことは可能でしょうか。	可能です。
150	要求水準書 (案)	43	第4	2	(2)	①	広報活動	本施設の概要を記載したパンフレットは、どの程度のサイズ、ページ数を想定すればよろしいでしょうか。	パンフレットとしての目的が果たせるならば、サイズ、ページ数等は問いません。 優先交渉権者と協議により調整するものとします。
151	要求水準書 (案)	43	第4	2	(2)	①	広報活動	「供用開始にあたり、本施設のインターネットホームページを開設し」とありますが、いつまでに開設するのは事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
152	要求水準書 (案)	43	第4	2	(3)	②	予約受付業務	予約受付システムは、現行の市の「富士市公共施設案内・予約システム」を活用することとありますが、事業者が提案し新たな予約システムを導入する事は可能でしょうか？	現システムより優位性があることをご提案いただいた上で、競争的対話をご活用ください。
153	要求水準書 (案)	43	第4	2	(3)		開館式典及び 内覧会の実施 業務	施設整備業務の期間が令和6年3月31日までとなっていますが、開館式典は総合体育館の引渡し前に実施することとなるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
154	要求水準書 (案)	43	第4	2	(3)		開館式典及び 内覧会の実施 業務	「PFI事業者は、運営準備業務期間中に、市民や市関係者等を対象とした開館式典及び関連行事を企画し、実施する事」とありますが、ここにかかる経費は別途市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	応募者の負担になります。
155	要求水準書 (案)	43	第4	2	(3)		開館式典及び 内覧会の実施 業務	「実施にあたっては、後述の衛生管理業務と警備業務の要求水準に準拠し、清掃と警備を実施すること」とありますが、式典の進行は市が行うという理解でよろしいでしょうか。	事業者との協議を踏まえ決定します。

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目		
156	要求水準書 (案)	43	第4	2	(4)		運営準備期間中の総合体育館等の維持管理業務	「供用開始前であることを踏まえて、第6に示す本施設の維持管理に関する事項に準じて、必要となる建築物保守管理、建築設備保守管理、清掃、警備等を行うこと」とありますが、この時点で確認できた部材の劣化、破損、腐食、変形等にかかる修繕費については事業者にて想定できないため、市の負担としていただけないでしょうか。	本施設のうち、総合体育館等については、要求水準を満たした状態で引き渡しを行い、既存公園施設については、No.139のとおりです。
157	要求水準書 (案)	44	第5	1	(3)		図表8 運営業務の対象施設	受付・予約調整業務及び利用料金の収受及び還付業務について、その他公園地（多目的広場、古墳広場等）は受付・予約が発生しないとのことでしょうか。	その他園地については利用申請を受け付ける業務があるため、要求水準書（案）を修正します。
158	要求水準書 (案)	44	第5	1	(3)		図表8 運営業務の対象施設	災害時初動対応業務とは、総合体育館は地域防災計画において、一時避難場に位置付ける予定とあるが、野球場・陸上競技場・相撲場・庭球場・弓道場・運動広場・その他園地の対応について、ご教示ください。	総合体育館を一時避難所に位置付ける予定はないため、要求水準書（案）を修正します。すべての施設において、災害の種類に応じ、利用者の安全確保のための対応を行う業務となります。
159	要求水準書 (案)	45	第5	1	(7)		年度業務計画書	初年度の業務計画書も規定通り供用開始日の60日前（2月1日）までに市の承認を受けるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
160	要求水準書 (案)	46	第5	2	(1)		本施設の開場日及び休場日等（開場時間）	開場時間は、8時30分から21時00分は開館するものとあるが、既存施設の開場時間について、ご指示ください。	既存施設においては富士市都市公園運動施設条例に定めた開場時間となるため、要求水準書（案）を修正します。
161	要求水準書 (案)	46	第5	2	(1)	②	開場時間	「開場時間は8時30分から21時00分は開館するものとし」とありますが、駐車場の開場時間は提案となるでしょうか？	ご理解のとおりです。
162	要求水準書 (案)	46	第5	2	(3)		利用料金について	「総合体育館及び既存公園施設の利用料金については、募集要項等において示す」とありますが、減免についての考え方も同時にお示しいただけますでしょうか。	募集要項等において示します。
163	要求水準書 (案)	47	第5	3	(1)	①	業務の要求水準 受付業務	高齢者及び障がい者等のうち補助を必要とする利用者に対して、円滑な施設利用が行えるよう対応とあるが、既存の施設についても対応とするのでしょいか。	既存施設も対象となります。
164	要求水準書 (案)	47	第5	3	(1)	②	予約業務	「PFI事業者は予約受付システムのうち、本施設にかかる部分の管理・運用を行うこと」とありますが、事業者提案によりシステムを導入することは可能でしょうか。	No.152に同じ。
165	要求水準書 (案)	47	第5	3	(2)		利用料金の収受及び還付業務	「利用料金の収受にあたっては、利用券の自動販売機を設置する等、省力化に努めるとともに、売上及び利用者に関するデータを管理すること」とありますが、どこまでのデータを管理するのか、ご教示ください。	売上額等会計上必要なデータ管理を想定しています。
166	要求水準書 (案)	48	第5	3	(3)		備品等の貸出・管理業務	既存施設の備品一覧表を開示していただけないでしょうか。	募集要項等において示します。

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			
167	要求水準書(案)	49	第5	3	(4)	③		誘致活動等	『市は、市広報紙等の媒体への掲載を行う等、可能な範囲でPFI事業者への協力を行う。』とありますが、市広報紙等の媒体への掲載に係る費用は無償と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
168	要求水準書(案)	49	第5	3	(5)	③	イ	統計・データの集計・分析	「PFI事業者は以下の統計・データ集計及び分析を行い、業務報告書に記載すること」とありますが、現システムをそのまま継続利用する場合には、指定されている利用状況表（日別、月別、四半期別、年別、事業区分別、利用形態別、施設別）のデータの集計は可能という理解でよろしいでしょうか。	現在利用状況の集計はエクセルを使用しており、指定の項目については集計が可能です。
169	要求水準書(案)	50	第5	3	(6)			災害時初動対応業務	災害時の物資等は市でご準備いただけるという認識でよろしいでしょうか。	総合体育館を一時避難所に位置付ける予定はないため、原文を修正します。災害時初動対応に係る物資及び経費については、原則指定管理者が負担するものとします。
170	要求水準書(案)	51	第6	1	(4)			業務の期間	業務の期間が令和6年4月1日（総合体育館等の引渡し日の翌日）となっていますので、総合体育館等の引渡し日は令和6年3月31日に確定していると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
171	要求水準書(案)	52	第6	1	(8)			事業終了時の対応	事業期間終了の1年前までに、本書で定める総合体育館等の性能、機能を満たすにあたり補修、修繕、更新等の必要性を検討し、本事業の事業期間終了までに必要な対応を行うとあるが、既存施設を含むのか、ご教示ください。	既存公園施設は対象外とします。
172	要求水準書(案)	52	第6	1	(8)			事業終了時の対応	「PFI事業者は、本事業の事業期間終了時において、本施設を継続使用できるよう適正な性能、機能及び美観が維持されている状態で市に引き渡すこと」とありますが、既存施設については老朽化している施設も見受けられます。「性能及び機能を満足する限りにおいては、経年における劣化は許容する」とありますが、市民の利用を妨げるものではない場合には許容範囲とみなされるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
173	要求水準書(案)	53	第6	2	(1)	③		要求水準	既存施設について、「修繕工事要望・危険箇所追加等見直し」及び「備品要求」として、現指定管理者から要望が出されているものについては、令和6年3月31日までに対応していただけるのか、ご教示ください。	可能な限り対応します。
174	要求水準書(案)	55	第6	2	(3)	②		業務の対象範囲	「業務の対象範囲は、本施設に設置される什器・備品等（PFI事業者所有備品を含む）とする」とありますが、既存施設に設置されている什器・備品の一覧表を開示していただけないでしょうか。	募集要項等において示します。
175	要求水準書(案)	56	第6	2	(4)	③	イ	植栽	植物の種類、形状及び生育状況等に応じて、適切な方法による維持管理を行うための、樹木位置図の提示をお示しください。	樹木位置図は作成しておりません。現在の管理状況及び公園台帳の植栽調査は募集要項公表時において公表します。
176	要求水準書(案)	56	第6	2	(4)	③	イ	植栽	既存施設における植物の種類、形状及び育成状況を開示していただけないでしょうか。	現在の管理状況及び公園台帳の植栽調査は、募集要項公表時において公表します。



No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			
177	要求水準書(案)	58	第6	2	(7)	①		修繕業務業務の目的	修繕計画に基づいて、本施設の修繕を実施するとあるが、現修繕計画は、令和6年3月末までに完了していますか、完了していない時の修繕対応はどのような対応を行いますか。また令和21年までの修繕計画・大規模修繕計画はありますか。ご教示ください。	既存公園施設の修繕については可能な限り令和6年3月末までに対応します。
178	要求水準書(案)	58	第6	2	(7)	②	ウ	既存公園施設	「1件50万円(税込)相当以下の小規模修繕」とありますが、それ以上の修繕は市の責任範囲で行うという理解でよろしいでしょうか。既存公園施設は老朽化が進んでいるため、前提となる中規模修繕、大規模修繕の考え方や修繕計画についてご教示ください。	小規模修繕についてはご理解のとおりです。中規模・大規模修繕の具体的な計画は現時点ではなく、今後策定する予定です。
179	要求水準書(案)	58	第6	2	(7)	②	ウ	既存公園施設	既存公園施設におけるPFI事業者が実施する範囲は、1件50万円相当以下の小修繕とするとあるが、建設から年数が経過しているものが多くあり、回数、総合計額の上限をもうけて頂く考えはあるのでしょうか。	上限を設ける考えはありません。
180	要求水準書(案)	58	第6	2	(7)	③		要求水準	事業年度ごとに、当該年度に計画的に実施する「単年度修繕計画書」・「長期修繕計画書」を定め、市に提出とあるが、既存施設を含みますか、ご教示ください。	総合体育館等のみを対象とします。
181	要求水準書(案)	58	第6	2	(6)	③		要求水準	「警備方法は、機械警備を基本とし、必要に応じて有人警備を行うこと」とありますが、有資格者である必要はないという理解でよろしいでしょうか。	警備員に対する資格は必要ありませんが、警備業法等関係法令に準拠した人員を配置してください。
182	要求水準書(案)	58	第6	2	(6)	③		要求水準	「大会・イベント時には、利用者の安全が確保できるよう警備体制を整えること」とありますが、通常大会やイベントの警備については主催者が行い、事業者は連携を取り補助を行う事例が多いと考えます。その理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
183	要求水準書(案)	59	第6	2	(8)	③		天然芝維持管理業務 要求水準	常に常緑の天然芝がピッチ全体を覆うように維持するとあるが、常にとは1年間を通じてのことか、又現状芝以外の種類に張り替える計画はあるのか。また野球場についても1年を通じておこなうのか、ご教示ください。	冬季のオーバーシード等は想定していません。また、大規模な張替えは状況に応じ市が行います。野球場については、現状では冬季休場期間を設けていますが、応募者の提案により変更できるものとなります。
184	要求水準書(案)	59	第6	2	(8)	③		要求水準	「天然芝に必要な養生期間を確保し、その期間中は陸上競技場と野球場の利用の制限をすることを可能とする」とありますが、その期間については提案により決定するものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
185	要求水準書(案)	60	第7	1				基本的な考え方	【別紙3】及び【別紙4-3】を参考として、自らの責任において当該資料の内容を解釈し、とありますが、これは市が公表した資料の内容等に誤りがあっても、市はその責任を負わないということでしょうか。	ご理解のとおりです。
186	要求水準書(案)	62	第8	1	(2)			民間自主事業について実施条件	民間自主事業である、教室やイベント・集客事業を行う上で、アリーナ・教室等を使用する時間・回数等の制限は御座いますでしょうか。	募集要項等において示します。

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目		
187	要求水準書(案)	62	第8	1	(2)		実施条件	「PFI事業者は、施設整備費、光熱費を含む全ての費用を負担し、独立採算により運営すること」とありますが、本施設内の空いているスペースや諸室を活用した事業については施設整備費や光熱費の試算が難しい為、この括りではないという理解でよろしいでしょうか。	民間自主事業については、PFI事業者による独立採算での運営を基本とします。
188	要求水準書(案)	62	第8	1	(2)		実施条件	「PFI事業者は、本施設及び温水プールにおいて、子どもから高齢者までの幅広い年齢層を対象に、気軽に参加でき、楽しみながら健康づくり・体力づくりが可能なスポーツ教室や運動プログラムを企画し、実施すること」とありますが、これらのスポーツ教室や運動プログラムはすべて自主事業という理解でよろしいでしょうか。	PFI事業者が企画主催して集客から運営まで実施するスポーツ教室や運動プログラムにおいては、ご理解のとおりです。
189	要求水準書(案)	62	第8	1	(2)		実施条件	民間自主事業は独立採算となっておりますが、土地代等については無償という理解でよろしいでしょうか。	市の条例に基づく使用料を徴収することが基本ですが、協議が必要とお考えでしたら競争的対話をご活用ください。
190	要求水準書(案)	62	第8	1	(2)		民間自主事業について実施条件	PFI事業者は、本施設において自主事業を提案し実施することができるなかで、利用者から利用料金収受が発生する民間自主事業においては、減免は行わない、利用料金収受の発生しない民間自主事業は減免対象とあるが、減免について具体的に、ご教示ください。	募集要項等において示します。
191	要求水準書(案)							基本的に「総合体育館等」と、既存施設とは条件が違うと思いますので、それぞれ内容を分けて示した方が良いのではないかと。伺います。	原文のとおりとします。
192	要求水準書(案)別紙1 富士市道路台帳図						富士市道路台帳図	当該敷地(特にA敷地、C敷地)は高低差の大きい敷地であるが、受領の台帳の情報では高低差が判別できない箇所が多々あるため、詳細の高低の分かる情報(測量図)を頂きたい。	市が開示するのは地積測量図となります。
193	要求水準書(案)別紙2-1						インフラ整備現況図(上水道)	注意書きに「この図面は参考図です。」「この図面は現況と異なる場合があります。」「必ず現地を調査、確認してください」と記載がありますが、本件の提案前に現地での調査を各提案者が各々行くと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
194	要求水準書(案)別紙4-1	4	第1	4	(6)		事業対象	表内にある「既存公園施設」のうち、「その他園地」に該当する範囲は、別紙4-1にて「都市公園管理区域」として色付けされている範囲という認識でよろしいでしょうか。なお、詳細な図面などがありましたら開示いただけないでしょうか。また、色付けされていない範囲の維持管理・運営の実施者とその内容についてご教示いただけないでしょうか。	別紙4-1の修正版を開示します。
195	要求水準書(案)別紙6						インフラ整備現況図(電気)	温水プールへの電力供給について、2頁においては、サブグラウンド北部に設置されている1次変電所から温水プールに設置された2次変電所へ供給されていますが、3頁においては、温水プールに1次変電所が設置されています。これは、温水プールへ2系統引き込まれているということでしょうか。	別紙6の2ページ目は削除します。